

豊田市と株式会社名古屋グランパスエイト
の間における相互支援協定書

(通称 パートナーシップ協定書)

豊田市と株式会社名古屋グランパスエイト（以下「グランパス」という。）は、地域社会における文化、教育、まちづくり等の振興に関し、相互の連携及び協力を推進するため、次のとおり相互支援協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊田市とグランパスが緊密に連携・協力しながら次に掲げる事項を実現することにより、スポーツ振興を基軸とした活力ある個性豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

- (1) Jリーグ百年構想の理念に基づき、「地域に根差したスポーツクラブ」を核としたスポーツ文化の振興を円滑かつ確実に実施すること。
- (2) 「WE LOVE とよた」の主旨に基づき、地元スポーツチームを応援し、その発展と充実を図ること。

（連携事業）

第2条 豊田市とグランパスは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業（以下「連携事業」という。）について、連携・協力をを行うものとする。

- (1) 両者がそれぞれに有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関する事業
- (2) スポーツに関する教育及び人材の育成に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

（連携推進会議）

第3条 連携事業を円滑に実施するため、（仮称）連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、豊田市及びグランパスから選任された委員によって構成する。
- 3 推進会議の庶務は、豊田市教育委員会スポーツ課において処理する。

（事業計画書及び実績報告書）

第4条 連携事業の実施に当たっては、あらかじめ推進会議において事業計画書を作成しなければならない。

- 2 前項の事業計画書に定めのない連携事業を行おうとするときは、その都度、豊田市及びグランパスの両者又は推進会議において協議して定めるものとする。
- 3 連携事業を実施したときは、事業終了後に事業報告書を作成するものとする。

（守秘義務）

第5条 豊田市及びグランパスは、連携事業において相手方から知り得た秘密について、この協定の有効期間中又は有効期間終了後にかかるわらず、これを第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかるわらず、有効期間が満了する日の1月前までに豊田市又はグランパスのいずれかが更新をしない旨の意思表示をしない限り、同一条件でさらに2年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第7条 豊田市又はグランパスのいずれかがこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の1月前までに、相手方に対して書面によりその旨を通知しなければならない。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、豊田市及びグランパスが協議して定めるものとする。

協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年9月12日

豊田市西町三丁目60番地
豊田市

代表者 豊田市長

太田 穎彦

名古屋市中区栄五丁目1番地32号
株式会社名古屋グランパスエイト

代表取締役社長

久保一正